

平成18年4月18日

提言「自治の担い手」たたき台

1 区民の権利・責務

(1) 自治を担い、区政を創造する

区民は「自治を担い、区政を創造する」主体であり、このような位置付けを占める。そして、それは区民の権利をもあらわすものである。すなわち区民は「自治を担い、区政を創造する」権利を有するのである。

(2) 区民の知る権利

区民は「自治を担い、区政を創造する」主体であり、その権利を行使するには、区政に関する情報を知る権利が保障されることが不可欠であるから、ここに区民の知る権利を規定すべきである。自治の基本原則である情報共有の理念からしても、それが望ましい。

(3) 自治の育み

区民は区政に参加することによって、自らが自治の担い手であることを知る。区民が自治に参加のしやすい仕組みを作ることは、自治意識を育む。

区民は「自治を担い、区政を創造する」主体であるという位置付けを占め、権利を行使する。それに伴い、区民には自治を育む責務がある。この責務を果たすことにより、よりよい自治が推進され、区政が創造されていくのである。権利と責務は、このような循環構造を有する。

どのような世代でも自治に参加でき、自治に参加することによって地域の課題を自ら解決するという意識を育てる支援ができる仕組みづくりをめざす。

青少年は、その年齢に応じた自治への参加の権利を有する。

(4) 不利益取り扱い禁止条項

区民が、その権利の行使・不行使のために、区や区民等から不利益に取り扱われてはならないことを規定すべきである。また、不利益に取り扱われた場合の救済措置は、別途検討する。そのように規定されてこそ、自主的・自律的な、あるべき自治が行われるのではないか。

(5) 事業者の権利・責務

事業者はまちづくりに参加し、地域住民と共に望ましい練馬のまちづくりを創造する権利と義務を負う。

事業者には、その事業の性質にふさわしい権利が保障されて然るべきである。事業に関わる情報を知る権利があるとともに、事業者には地域環境への配慮や地域社会との調和・協調に努める責務があるといえよう。

また、区の財政にかかわる事業活動に関して、常にその内容を公開する責

務を負う。

2 区の基本的役割・責務

ここで、区とは、行政主体としての区を指し、以下に記載する区長（区長とその補助機関）と議会等の各機関を含む概念である。

（１）信託に応えること

自治の基本原則である「信託における参加・参画と自己決定」によって区は、区民より信託を受ける。区は、その信託に基づいて、それに応えるべく職務を執行する責務を有する。

（２）自治の基本原則に沿った職務執行

区は、「区民が主体」で自治は行われるべきであるという自治の基本原則に基づいて職務を執行しなければならない。

しかし、区民同士でも利害や考えが異なったときは、公平・公正な立場で区民同士の調整役として職務を執行することも必要である。

（３）区政運営の基本原則に基づく職務執行

区は、区政運営の基本原則に基づいて職務を執行しなければならない。
また、区民との合意を基本とした職務を執り行う。

（４）公平・公正で誠実な職務執行

区は、公平・公正で誠実な職務執行をしなければならない。

区は誠実な職務の執行を執り行い、なおかつ、迅速で効果的、区民が望み、必要とする職務あり方に応えるものとする。

（５）説明責任

区の基本的役割・責務として、情報共有を自治の基本原則としていること、また区民等の知る権利を盛り込むべきとしていることから、「区の説明責任」を規定する。

3 区長の役割・責務

ここで区長とは「区長とその補助機関」と定義し、その表現を「区長」とする。

（１）「2 区の基本的役割・責務」の適用

区長は区の主要機関として、「2 区の基本的役割・責務」の適用を受ける。
加えて、区長は公正、誠実に区政運営にあたる。

また、機関としての区長は、練馬区の行政職員を指揮監督・育成する責務を負う。

（２）区長の権限規定

区長に与えられた権限を自治基本条例において規定することが望ましい。たとえば「区長は、区を統括・代表し、その事務を管理・執行する役割を負う」など。個別の事務については、代表的なもの（議会への議案提出権、予算の調製・執行権や地方税の賦課・徴収権など）財政関係や職員採用について言及してもよいと思われる。

区長の責務規定として、次を挙げる。

区長は職員採用について、区民の信託に応えるよう努力する。

区長の補助機関である行政職員は、その職務遂行に必要な職務能力や知識、技能の向上に努める。

縦割り行政の弊害を改善するため、各部署間が協力し、各部署の職務内容を理解し、補完しあえる組織運営を構築する。

4 議会・議員の役割・責務

(1) 「2 区の基本的役割・責務」の適用

議会は区の主要機関として、「2 区の基本的役割・責務」の適用を受ける。

加えて、議会は区民の信託を受け、意思決定機関として区民の意思・権利を区政運営に反映する責務を持つ。

また、区政運営が適正に行われていることを監視・調査する責務を負う。

(2) 議会の権限規定

議会は、議決権、選挙権、監視権、意見表明権、自律権と様々な権限を有する。これらをまとめた権限規定を盛り込むべきである。たとえば、「議会は、条例の改廃・制定、予算の議決、決算の承認等について議決する権限を有する」というような規定が考えられる。

(3) 開かれた議会運営

(1) からして、議会の運営は透明性、公開性をもって行われなければならない。

開かれた議会運営と区民の区政の参加を促すために、折に触れ、議会への傍聴、意見提出の区民の権利を区民と分かち合うことが大切である。

また、議会は議会運営の効率化を図り、継続審議の短縮、ならびに継続案件の件数の削減に努力する（不採択であっても、区民から出された意見に対しては、何らかの議会としての意思を表明すべき）

なお、区民が主体であるなら、主体である区民の要望に「陳情」「請願」という文言はなじまない。

(4) 区民の意見集約・反映（議員）

議会の構成員である議員は、当然に「2 区の基本的役割・責務」を受け、そして議員には区民の意見を集約し、それを反映させることが求められる。

議員は、さらにより良い議会運営のために自律的に議会の見直しを行う。

(5) 政策立案能力の向上(議員)

議員は、区の運営に関し、政策立案をする権限を有する。
また、議員は、区民本位の政策を立案していくべきである。

(6) 議会・議員活動の補佐(事務局)

議会や議員が十分にその職務を果たすために、議会事務局はその補佐をする役割を担い、それにふさわしい事務局としての一層の能力向上が求められる。

具体的には、次の点に留意する。

開かれた議会運営が区民に理解しやすいよう広報する。

議会の開催、傍聴、参加などの広報を積極的に行う。

区民が行う意見表明活動(陳情・請願など)について、事務局はあくまでも事務の補佐に徹する。

傍聴に来た区民に対し、討論内容がわかるような資料等を配布する。

5 区政運営

(1) 行政評価

「自治拡充の制度」において行政への参加として「政策評価・行政評価」を挙げている。その区民と共に行うべき「政策評価・行政評価」を区政運営として盛り込むべきである。

行政評価は区民が区政を評価する重要な手段であり、客観的に評価されなければならない。そのためにも現在ある評価委員会を第三者機関として位置づけ、活用と正しい運用を行う。

(2) 行政手続

自治基本条例の理念からして、行政手続は重要な概念であり、区政運営として盛り込むべきである。

(3) 受託者・指定管理者の責務、その監理・指導

「事業者の権利・責務」の規定を踏まえ、加えて今後、増加するであろう民間委託等において、適切に業務が執り行われるよう、事業者の権利・責務を受託者や指定管理者においても求めると同時に、区が監理・指導する規定を盛り込むべきである。

区の財政を以って行われる事業(委託、指定管理、地域振興、自治会など)に対しては、同じく評価を受けなければならない。

(4) 危機管理(安全安心のまちづくり)

「災害対策条例」「練馬区安全と安心を推進する条例」の理念を参照する。

(5) 計画的・体系的行政

他にも、自治基本条例 基本構想 基本計画...といった体系性をもった区政運営をはかることや、危機管理の規定を盛り込むことも考えられる。

基本構想には区民に理解しやすい目標値を設定するなど、区の将来が具体的に展望できるような創意工夫をすべきである。

なお、区民の意見を取り入れた基本構想を策定するため、策定時に区民が参加できる仕組みを制定する。